

<参考資料>

1. 用語解説

【あ行】

・アクセス交通手段

複数の交通手段を利用するトリップに関して、代表交通手段の端末交通に相当する交通の中で、特に代表交通手段に接近する交通のことをいう。鉄道を利用する通勤交通では、駅までの徒歩やバス等の交通のことをいう。また、複数の交通手段を利用するトリップに関して、代表交通手段の端末交通に相当する交通の中で、特に代表交通手段から遠ざかる交通のことをイグレス交通といい、鉄道を利用する通勤交通では、駅で下車後の徒歩やバス等の交通がこれにあたる。

・アクセシビリティ指標

自動車を利用しない人を含む多様な都市生活者にとって、都市の暮らしやすさを図る指標の一つとして、徒歩又は公共交通利用による都市生活の利便性を計量するもの。

・OD（オーディー）

ある出発地からある到着地へ移動する交通量のこと。

【か行】

・グローバルゼーション

人やモノが国境を超えて活発に移動し、文化や経済市場の統合が進む現象のこと。

・コミュニティバス

明確な定義付けがなされていないが、一般的に「地方公共団体等がまちづくり等住民福祉の向上を図るため交通空白地域・不便地域の解消、高齢者等の外出促進、公共施設の利用促進を通じた『まち』の活性化等を目的として、自らが主体的に運行を確保するバスのこと（※）」とされている。

※平成18年10月の道路運送法改正内容を検討した『コミュニティバス等地域住民協働型輸送サービス検討小委員会』における定義。

・混雑度

道路の交通量を交通容量で割った値のこと。

1.0未満は「昼間12時間を通じて殆ど混雑しない」、1.0～1.25は「昼間12時間のうちピークの1～2時間の間混雑する」、1.25～1.75は「ピーク時間を中心として混雑する時間帯が加速度的に増加する」、1.75以上は「慢性的に混雑する」等の状況となる。

・コンパクトシティ

地球環境問題、社会的な公平性、都心中心部の活気の維持、効率的な公共投資、さらには都市の機能を強め、都市生活の魅力と生活の質を守り高め、交通負荷が小さくなるような計画が重視されてきている。特に、中心市街地に1極集中するのではなく、複数の拠点相互が連携・分担し、効率的かつ効果的な都市構造を「多極ネットワーク型コンパクトシティ」という。

【さ行】

・ シームレス

「継ぎ目のない」という意味で、転じて複数のサービスの間にあるハードルが低く、サービスが利用しやすい状態にあること。

・ シビルミニマム

自治体が住民のために保障しなければならないとされる、最低限度の生活環境基準。

・ 社会移動

転入及び転出のこと。

・ 人口集中地区

国勢調査では、都市的地域の特質を明らかにする統計上の地域単位として、昭和 35 年調査から人口集中地区が設定されており、人口集中地区の人口密度は、原則として 40 人/ha 以上とされています。

【た行】

・ 代表交通手段

1つのトリップの中でいくつかの交通手段を用いている場合、そのトリップの中で利用した最も優先順位の高い交通手段。代表交通手段を決める優先順位は、鉄道→バス→自動車→二輪（自転車、原付・自動二輪車）→徒歩の順。

・ デマンド交通

バスの運行形態の1つで、ダイヤによる定時運行ではなく、利用者の呼び（demand）に応じてバスがその場所へ寄って利用者を乗せて目的地へ向かうもの。呼びは電話によるもの等があり、行先は一定のルート上の場所に限られることが多い。乗合制なので、最適な運行ができるようにセンターによる集中的な運行管理が必要となる。

一方、多くの路線バス等のように予め定められたルートを運行する方式を定路線型の運行方式という。

・ 道路交通センサス

道路交通の現況を把握し、将来の道路整備計画を立案するために、国、地方公共団体、道路関係公団等が、昭和 3 年以降、3～5 年周期で定期的実施している交通量及び道路現況調査。

・ トランジットセンター

交通手段の乗り継ぎを行う拠点（乗継拠点）のこと。「鉄道相互」、「鉄道とバス」、「自動車や自転車等と鉄道やバス」、「幹線バスと支線バス」等の乗継拠点がある。

・ トリップ

人や自動車の 1 出発地から 1 到着地への移動のこと。

【な行】

・ノーマライゼーション

高齢者も若者も、障がい者も健常者も全て人間として普通の生活を送るため、ともに暮らし、ともに生き抜くような社会を目指す考え方のこと。

【は行】

・パークアンドライド

都心部等への道路混雑や、目的地での駐車難を避けるために、鉄道駅まで乗用車で行き、駅周辺に駐車して鉄道に乗り換えて目的地に向かう方式のこと。バスに乗り換える場合には、パーク&バスライドと言うことが多い。

・パーソントリップ調査

都市圏内の交通実態を把握して、公共交通や道路整備等、将来の交通計画を策定するために実施する調査。人が、どこからどこへ、どのような目的・交通手段で、どの時間帯に動いたかについて、調査日1日の全ての動きを調べるもの。

・ハイグレードバス停

比較的高品質のバス停上屋、ベンチ等を整備したもの。バス接近表示機を設ける場合もある。

・バスロケーションシステム

個々のバスの位置、区間速度等をセンターで一元的に把握し、管理することでバスサービスの向上と効率的な運行を図るシステムのこと。バスの接近情報をバス停の利用者等に知らせるバス接近表示装置をバスロケーションシステムという場合もある。

・バリアフリー

障がい者や高齢者等が、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くこと。

・PDCAサイクル（ピーディーシーエーサイクル）

業務プロセス管理手法の一つで、P l a n（計画）→D o（実行）→C h e c k（評価）→A c t i o n（改善）という4段階の活動を繰り返し、継続的に改善を行うこと。

・フレックスタイム

労働者自身が一定の定められた時間帯の中で、始業及び終業の時刻を決定することができる変形労働時間制の一つ。1日の労働時間帯を、必ず勤務しなければならない時間（コアタイム）と、その時間帯の中であればいつ出退勤してもよい時間帯（フレキシブルタイム）とに分けて実施するのが一般的。

【ま行】

・モビリティ

個人の空間移動の自由度を表す。

・モビリティ・マネジメント

一人ひとりの移動について、社会的にも個人的にも望ましい方向に、自発的に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策。

【や行】

・ユニバーサルデザイン

全ての人が人生のある時点で何らかの障害を持つということを発想の原点とし、ロナルド・メイス（米）が1980年代に提唱した。できるだけ多くの人々が利用可能であるように、製品、建物、空間をデザインすることを目標とする。

【ら・わ行】

・旅行速度

移動の全工程を、交差点の一旦停止等を含めた旅行時間で割った速度のこと。

(資料：小牧市総合交通計画、小牧市都市計画マスタープラン中京都市圏総合都市交通計画協議会ホームページ、
続・デマンド型交通の手引き、国土交通省ホームページ)

2. 策定体制

(1) 小牧市地域公共交通会議

小牧市地域公共交通会議設置要綱

〔平成28年3月7日〕
〔27小都第912号〕

(設置)

第1条 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の2の規定による運賃等の協議並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項に規定する地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の作成及び実施に関し必要な事項を協議するため、小牧市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 交通会議の事務所は、小牧市堀の内三丁目1番地に置く。

(所掌事項)

第3条 交通会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市内における適切な乗合旅客運送の態様及び運賃等に関する事項
- (2) 網形成計画の策定及び変更に関する事項
- (3) 網形成計画の実施に関する事項
- (4) 網形成計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (5) その他交通会議が必要と認める事項

(委員)

第4条 交通会議の委員は、市長（市長が職員のうちから指名する場合にあっては、当該指名する者）及び次に掲げる者の中から市長が委嘱する者とする。

- (1) 鉄道事業者の代表
- (2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- (4) 住民又は利用者の代表
- (5) 学識経験者
- (6) 国土交通省中部運輸局長又はその指名する者
- (7) 愛知県振興部交通対策課長又はその指名する者
- (8) 愛知県尾張建設事務所維持管理課長又はその指名する者
- (9) 愛知県小牧警察署交通課長又はその指名する者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は委員の互選によってこれを定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、交通会議を代表し、その会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)

第6条 交通会議の会議は、会長が招集し、会長又はその指名する者が議長となる。

2 交通会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開き、議決することができない。ただし、委員が権限を委任した代理者の出席がある場合は、当該者の出席をもって委員が出席したものとみなす。

3 交通会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

4 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると会長が認めるときは、非公開とすることができる。

5 会長は、必要があると認める場合は、議事に関係のある者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(協議結果の取扱)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(専門部会)

第8条 会長は、必要に応じ交通会議に専門部会を設置することができる。

2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第9条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、小牧市都市建設部都市政策課に置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第10条 交通会議の運営に要する経費は、市からの負担金、国からの補助金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第11条 交通会議に監査委員を2名置く。

2 監査委員は、委員のうちから会長が指名する。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第12条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(小牧市地域公共交通会議設置要綱の廃止)

2 小牧市地域公共交通会議設置要綱(平成19年1月9日施行)は、廃止する。

小牧市地域公共交通会議委員名簿（H28年度～）

番号	団体名	役職名	氏名	任期
1	名古屋鉄道株式会社	西部支配人	小島 康史	H28年度第1回
			水野 泰	H28年度第2回～
2	名鉄バス株式会社	運輸部長（～H28.5）	近藤 博之	
		取締役（H28.6～）		
3	あおい交通株式会社	代表取締役	松浦 秀則	
4	小牧タクシー株式会社	代表取締役	兼松 雅春	
5	公益社団法人愛知県バス協会	専務理事	古田 寛	
6	愛知県タクシー協会	副会長	河村 富貴	～H28年度第5回
		専務理事	山田 透	H29年度第1回
		副会長	小川 健司	H29年度第2回～
7	愛知県交通運輸産業労働組合協議会	幹事	戸村 丈夫	～H28年度第2回
			伊藤 匠二	H28年度第3回～
8	小牧市区長会	連合会長	小柳 松夫	
	公共交通利用促進協議会	会長		
9	小牧市区長会	連合副会長	横井 徳明	～H28年度第5回
			平川 克治	H29年度第1回～
10	小牧市老人クラブ連合会	副会長	平手 満治	～H29年度第3回
11	小牧市女性の会	副会長（～H29.6）	酒井 美代子	
		会長（H29.7～）		
12	生涯学習ボランティア・こまき	代表	森 勝昭	
13	中部大学	工学部都市建設工学科教授	磯部 友彦	
14	中部運輸局愛知運輸支局	首席運輸企画専門官	杉本 忠久	～H28年度第5回
			岡田 英雄	H29年度第1回～
15	愛知県	振興部 交通対策課主幹	桑原 良隆	
16	愛知県	尾張建設事務所 維持管理課長	仙石 忠広	～H28年度第5回
			岩田 尚也	H29年度第1回～
17	愛知県	小牧警察署 交通課長	松本 光司	～H28年度第5回
			船坂 透	H28年度第4回～
18	犬山市	市民部 地域安全課長	田中 豊明	～H28年度第5回
			百武 俊一	H29年度第1回～
19	豊山町	産業建設部 地域振興課長	堀尾 政美	～H28年度第5回
			高桑 悟	H29年度第1回～
20	小牧市	健康福祉部長	舟橋 毅	～H28年度第5回
			廣畑 英治	H29年度第1回～
21	小牧市	都市建設部長 （建設担当）	平岡 健一	
22	小牧市	都市建設部長 （都市整備担当）	渡辺 学	

(2) 小牧市地域公共交通網形成計画策定部会

小牧市地域公共交通網形成計画策定部会設置要綱

〔平成28年6月1日〕
28小都第233号

(設置)

第1条 小牧市地域公共交通網形成計画を策定するに当たり、市内の横断的な検討を行うため、小牧市地域公共交通網形成計画策定部会（以下「部会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 部会は、小牧市地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の策定のための市内における各行政分野の見解をまとめることその他網形成計画の策定に必要な事項を処理し、その結果を市長に報告するものとする。

(組織等)

第3条 部会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、都市建設部長（都市整備担当）及び次長の職にある者のうちから、市長が任命する。

3 委員は、網形成計画が策定された日をもって解任されるものとする。

4 部会は、前条の所掌事務を遂行するため、必要に応じ、ワーキンググループを置くことができる。

(会長及び職務代理者)

第4条 部会に会長を置き、都市建設部長（都市整備担当）をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、部会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

4 部会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

2 この要綱は、第3条第3項に規定する委員の解任の日をもってその効力を失う。

小牧市地域公共交通網形成計画策定部会委員名簿

番号	役職名	氏名	任期
1	都市建設部長 (都市整備担当)	渡辺 学	
2	市長公室次長	山本 哲修	～H28 年度第 4 回
		鵜飼 達市	H29 年度第 1 回～
3	総務部次長	伊藤 武志	～H28 年度第 4 回
		笹原 浩史	H29 年度第 1 回～
4	地域活性化営業部次長	丹羽 猛	～H28 年度第 4 回
		小林 直浩	H29 年度第 1 回～
5	市民生活部次長	小林 直浩	～H28 年度第 4 回
		林 浩之	H29 年度第 1 回～
6	健康福祉部次長	山田 祥之	～H28 年度第 4 回
		伊藤 俊幸	H29 年度第 1 回～
7	こども未来部次長	舟橋 逸喜	～H28 年度第 4 回
		櫻井 克匡	H29 年度第 1 回～
8	都市建設部次長 (建設担当)	前田 勝利	
9	都市建設部次長 (都市整備担当)	牧野 治	
10	上下水道部次長	長谷川 寛	
11	市民病院事務局次長	澤木 厚司	
12	教育委員会事務局次長 (学校教育担当)	伊藤 一裕	～H28 年度第 4 回
		鍛冶屋 勉	H29 年度第 1 回～
13	教育委員会事務局次長 (社会教育担当)	鍛冶屋 勉	～H28 年度第 4 回
		高木 大作	H29 年度第 1 回～

3. 策定経過

(1) 小牧市地域公共交通会議

回数	開催日時・出席人数・議題
平成28年度 第1回	<p>開催日時 平成28年4月18日(月) 午前10時00分から</p> <p>出席人数 18名(欠席4名) 傍聴人数 5名</p> <p>議 題 ○ 地域公共交通網形成計画の策定について 他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・策定スケジュールについて ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金(調査事業)交付申請について ・小牧市地域公共交通網形成計画策定支援業務委託の発注について
平成28年度 第2回	<p>開催日時 平成28年8月2日(火) 午後3時00分から</p> <p>出席人数 20名(欠席2名) 傍聴人数 2名</p> <p>議 題 ○ 小牧市地域公共交通網形成計画策定に係る各種アンケート等の実施について</p> <p>○ こまき巡回バスの評価・検証に係る基準と利用状況について</p>
平成28年度 第3回	<p>開催日時 平成28年11月9日(水) 午前10時00分から</p> <p>出席人数 21名(欠席1名) 傍聴人数 3名</p> <p>議 題 ○小牧市地域公共交通網形成計画策定状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域特性と公共交通の現状整理について ・公共交通ネットワーク評価に関する全国事例の収集・分析について <p>○小牧市地域公共交通網形成計画策定に係る各種アンケート等の実施結果(速報版)について</p> <p>○小牧市地域公共交通網形成計画策定に係る公共交通地域懇談会の実施について</p> <p>○小牧市地域公共交通網形成計画策定に係る課題整理について(中間報告)</p> <p style="text-align: right;">他</p>
平成28年度 第4回	<p>開催日時 平成29年1月11日(水) 午後2時00分から</p> <p>出席人数 20名(欠席2名) 傍聴人数 2名</p> <p>議 題 ○小牧市地域公共交通網形成計画策定状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種アンケート等の実施結果について ・課題整理について ・基本的な方針(素案)について <p>○地域公共交通確保維持改善に関する自己評価について 他</p>
平成28年度 第5回	<p>開催日時 平成29年2月22日(水) 午前10時00分から</p> <p>出席人数 18名(欠席4名) 傍聴人数 3名</p> <p>議 題 ○小牧市地域公共交通網形成計画策定状況について 他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・策定の背景から課題整理までについて ・基本的な方針について

回数	開催日時・出席人数・議題
平成 29 年度 第 1 回	<p>開催日時 平成 29 年 5 月 29 日（月） 午後 2 時 00 分から</p> <p>出席人数 18 名（欠席 4 名） 傍聴人数 2 名</p> <p>議 題 ○小牧市地域公共交通網形成計画策定状況について 他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の目標について ・目標を達成するために行う事業について
平成 29 年度 第 2 回	<p>開催日時 平成 29 年 8 月 18 日（金） 午後 2 時 04 分から</p> <p>出席人数 19 名（欠席 3 名） 傍聴人数 3 名</p> <p>議 題 ○小牧市地域公共交通網形成計画策定状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の目標について ・目標を達成するために行う事業・実施主体について ・計画の達成状況の評価について
平成 29 年度 第 3 回	<p>開催日時 平成 29 年 11 月 6 日（月） 午後 2 時 00 分から</p> <p>出席人数 19 名（欠席 3 名） 傍聴人数 1 名</p> <p>議 題 ○小牧市地域公共交通網形成計画策定状況について</p>
平成 29 年度 第 4 回	<p>開催日時 平成 30 年 1 月 29 日（月） 午後 2 時 00 分から</p> <p>出席人数 19 名（欠席 2 名） 傍聴人数 4 名</p> <p>議 題 ○パブリックコメント実施結果について</p>

(2) 小牧市地域公共交通網形成計画策定部会

回数	開催日時・出席人数・議題
平成 28 年度 第 1 回	<p>開催日時 平成 28 年 7 月 27 日 (水) 午後 2 時 00 分から</p> <p>出席人数 11 名 (欠席 2 名)</p> <p>議 題 ○小牧市地域公共交通網形成計画策定に係るプロポーザルの実施結果及び各種アンケート等の実施について 他</p>
平成 28 年度 第 2 回	<p>開催日時 平成 28 年 11 月 1 日 (火) 午後 2 時 30 分から</p> <p>出席人数 13 名</p> <p>議 題 ○小牧市地域公共交通網形成計画策定状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域特性と公共交通の現状整理について ・公共交通ネットワーク評価に関する全国事例の収集・分析について <p>○小牧市地域公共交通網形成計画策定に係る各種アンケート等の実施結果(速報版)について</p> <p>○小牧市地域公共交通網形成計画策定に係る公共交通地域懇談会の実施について</p> <p>○小牧市地域公共交通網形成計画策定に係る課題整理について(中間報告)</p>
平成 28 年度 第 3 回	<p>開催日時 平成 28 年 12 月 27 日 (火) 午前 10 時 00 分から</p> <p>出席人数 13 名</p> <p>議 題 ○小牧市地域公共交通網形成計画策定状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種アンケート等の実施結果について ・課題整理について ・基本的な方針(素案)について
平成 28 年度 第 4 回	<p>開催日時 平成 29 年 2 月 14 日 (火) 午後 2 時 30 分から</p> <p>出席人数 10 名 (欠席 3 名)</p> <p>議 題 ○小牧市地域公共交通網形成計画策定状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・策定の背景から課題整理までについて ・基本的な方針について

回数	開催日時・出席人数・議題
平成 29 年度 第 1 回	<p>開催日時 平成 29 年 5 月 23 日（火） 午後 4 時 20 分から</p> <p>出席人数 13 名</p> <p>議 題 ○小牧市地域公共交通網形成計画策定状況について 他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の目標について ・目標を達成するために行う事業について
平成 29 年度 第 2 回	<p>開催日時 平成 29 年 7 月 31 日（月） 午後 2 時 50 分から</p> <p>出席人数 12 名（欠席 1 名）</p> <p>議 題 ○小牧市地域公共交通網形成計画策定状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の目標について ・目標を達成するために行う事業・実施主体について ・計画の達成状況の評価について
平成 29 年度 第 3 回	<p>開催日時 平成 29 年 10 月 26 日（木） 午後 2 時 00 分から</p> <p>出席人数 11 名（欠席 2 名）</p> <p>議 題 ○小牧市地域公共交通網形成計画策定状況について</p>
平成 29 年度 第 4 回	<p>開催日時 平成 30 年 1 月 23 日（火） 午後 2 時 00 分から</p> <p>出席人数 10 名（欠席 3 名）</p> <p>議 題 ○パブリックコメント実施結果について</p>

4. パブリックコメントの概要

(1) 意見募集期間

平成 29 年 12 月 1 日（金）から平成 30 年 1 月 4 日（木）まで

(2) 意見募集の周知方法

- ・ 広報こまき平成 29 年 12 月 1 日号
- ・ 市ホームページ

(3) 資料閲覧場所

- ・ 市役所情報公開コーナー（本庁舎 1 階）
- ・ 市役所都市政策課窓口（東庁舎 2 階）
- ・ 東部・味岡・北里の各市民センター、都市センター
- ・ 味岡・北里市民センターの図書室
- ・ 市ホームページ

(4) 提出された意見の件数

2 名より 4 件

（参考）意見提出方法の内訳（単位：人）

提出方法	持参	郵送	ファックス	電子メール	計
人数				2	2

(5) 提出された意見と市の考え方について

No.	意見	意見に対する市の考え方
1	「駅・企業間等シャトルバス」も「共同運行」にして三ツ渚西からトラックターミナル中あたりの倉庫・工場群にも進めていただきたいと思います。これを名鉄バス岩倉行とも連絡すれば、そちら方面もバス通勤になります。	本計画で取り扱う交通機関は、P115 に記載されているものとしているため、本計画には反映できませんが、貴重なご意見として参考とさせていただきます。
2	「バスの利用環境が改善されても利用しない人」が 62 % もいるので、「会社から協賛金を取る」「税金・財政面の優遇をする」などソフト面でバス利用の促進をしないと車が増え続けます。	現在、公共交通の利用促進のため、事業者、市民と連携しながら様々な取り組みを実施しているところでありますが、持続可能な公共交通ネットワークを構築していくため、さらに利用促進に力を入れていくとともに、財政的な課題の解決に向けて、P138 に示す、企業広告などによる収入源を確保する施策などを実施していく予定です。

3	<p>高齢者対策としては、タクシー券をバスと競合しない「絶妙な金額」に設定して広く販売すればバスの補完になり、車も減ると思います。</p>	<p>高齢者対策につきましては、P108 に示す、基本方針 3-2 の実現に向け、P143 で整理された事業を実施していくこととしています。</p> <p>タクシー券を含む福祉施策については P159 の評価・検証を踏まえ、検討していく予定です。</p>
4	<p>名鉄バス各線（高速バス含む）の運賃割引補助、巡回バス等でのバスロケーションシステムの採用、とよやまタウンバスとの連携、とよやまタウンバスとの連携、ピーチバスや名鉄バス岩倉線の B R T 化、などの積極的な交通インフラ整備をしてもらいたいと思います。</p>	<p>バスロケーションシステムの導入及び、とよやまタウンバスとの連携につきましては、P127、P120 に本計画の事業として掲げていることから、導入、実施に向け取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>また、名鉄バス各線の運賃割引補助やピーチバス、名鉄バス岩倉線の B R T 化につきましては、貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>

小牧市地域公共交通網形成計画

【発行日】 平成30年3月

【問い合わせ先】 小牧市都市建設部都市政策課

〒485-8650 愛知県小牧市堀の内三丁目1番地

TEL 0568-76-1138(直通) FAX 0568-71-1481

E-mail toshi@city.komaki.lg.jp ホームページ <http://www.city.komaki.aichi.jp/>



小牧市